

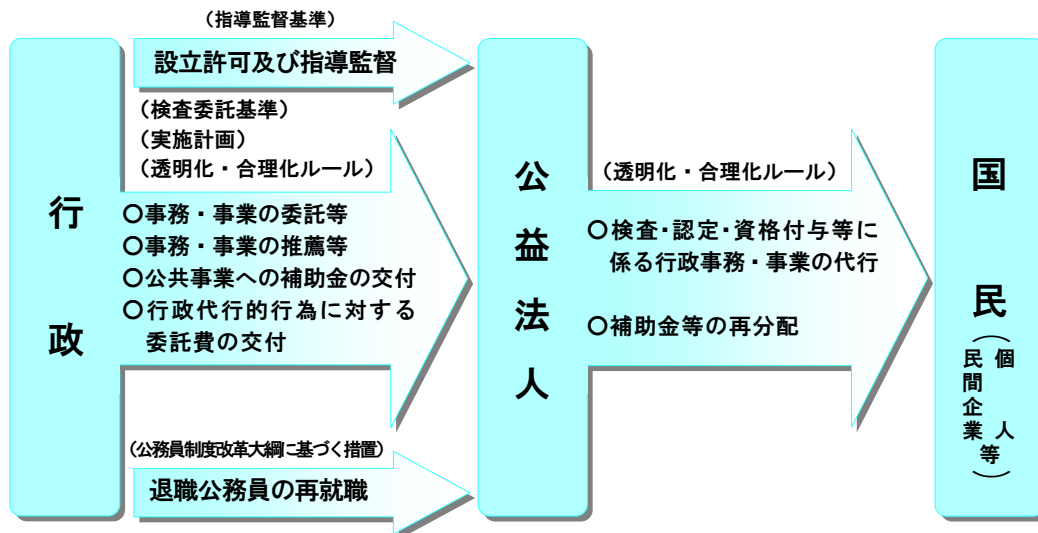
第3章

公益法人と行政とのかかわり

第1節 行政委託型法人等の状況

公益法人の中には、特定の法令等に基づく行政からの委託等により、行政に代わって事務・事業を行っている法人や、行政から補助金・委託費等の交付を受けて事業を行っている法人が存在する。このため、このような行政代行的行為を行う公益法人については、行政との関係やその在り方が適正なものとなっているかといった点についても見ておくことが必要である（図3-0-1）。

図3-0-1 公益法人と行政とのかかわりの状況



公益法人の行う行政代行的行為等については、平成8年9月に閣議決定された「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」〔資料3〕（以下「検査委託基準」という。）を踏まえ、平成9年度から、公益法人概況調査と併せて「行政代行的行為等に関する状況調べ」を実施することにより、公益法人と行政との関係を把握しているところである。本節では、本状況調べを基に、行政委託型法人等の数、行政委託型法人等が行う事務・事業の内容及び制度が作られた年次など行政代行的行為等の実態を概観する（詳細な資料は、資料89～90）。

1. 行政委託型法人等の定義

「行政委託型法人等」とは、特定の法令等により、各官庁から制度的に事務・事業の委託等、推薦等（以下この節において「委託・推薦等」という。）を受けている公益法人の総称である（なお、ここでいう「行政委託型法人等」には、国から補助金・委託費等の交付を受けている公益法人は含まれない。）。

行政委託型法人等が実施する事務・事業は、公益法人に対する行政の関与の形態に応じ、「委託等」と「推薦等」の2つに分けることができる。また、これらは、その性格に応じ「検査等」と「検査等以外」に分けることができる。

「委託等」とは、事務・事業の内容等を法令等で定め、特定の法人を何らかの形で指定し、制度的にその事務を行わせているもののことであり、「推薦等」とは、法人が独自に行っている事務・事業を奨励等するために、制度的に官庁が関与（認定、公認等）を行うことである。したがって、両者は性質の異なったものと考えられる。

「検査等」とは、あるものが有する能力、性能、技術等を調査・判定したり、また、その結果について評価・承認したりするような業務を意味し、例えば検査検定、試験などの業務が該当する。「検査等以外」は、例えば研究、促進啓発、指導助言などの業務が該当する。

以上を整理すると、行政委託型法人等への行政の関与の形態は、次の①から④までに分類することができる。

- ① 検査等の委託等
- ② 検査等以外の委託等
- ③ 検査等の推薦等
- ④ 検査等以外の推薦等

また、上記の①及び③については、検査等の委託・推薦等を受ける場合に必要な要件を定めた検査委託基準及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定。以下「実施計画」という。）〔資料6〕における「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（以下「透明化・合理化ルール」という。）が適用される（詳細については第3節参照）。

2. 行政委託型法人等の数

各府省から委託・推薦等に係る指定を受けている国所管の行政委託型法人等の数は、表3-1-1のとおり497法人であった。このうち、委託等を受けているものが217法人、推薦等を受けているものが327法人であった。さらに、これらを検査等、検査等以外の別に分けると、委託等についてはそれぞれ109法人、122法人、推薦等についてはそれぞれ320法人、8法人であり、行政委託型法人等の約9割は検査等の委託等・推薦等を受けている法人である。

次に、各府省別に行政委託型法人等の数を見ると、多い順に、厚生労働省が169法人、国土交通省が151法人、文部科学省が81法人であった。また、所管法人数に占める行政委託型法人等の数の割合を見ると、高い順に、厚生労働省14.4%、国土交通省12.9%、環境省10.9%と続いている。

3. 行政委託型法人等が行う事務・事業の内容

行政委託型法人等が各府省から委託・推薦等を受けて行う事務・事業の内容を、その性格によって区分すると、表3-1-2のようになる（行政委託型法人等が実施すべきものとして法令等で定められている事務・事業の一覧については、資料89）。

委託等で最も多い事務・事業は①試験で、指定条項数は48（指定条項数の合計173〔表3-1-4参照〕の27.7%）となっており、以下、⑤検査検定が33（19.1%）、⑦調査研究が28（16.2%）と続いている。

推薦等では、③講習研修が指定条項数65（指定条項数の合計119〔表3-1-4参照〕の54.6%）と最も多く、②審査証明が25（21.0%）、①試験が13（10.9%）と続いている。

4. 制度が作られた年次

行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項が施行された時期を年次ごとに見ると、図3-1-3のとおりとなる。昭和50年代後半以降、数が増加しているが、これは第2次臨時行政調査会最終答申

(昭和58年3月)において、行政事務の簡素化等を推進する観点から、民間団体への委託や民間指定検査機関等の活用を図るべきとの提言がなされていること等を踏まえ、行政事務の代行機能を担う民間機関として、公益法人が積極的に活用されるようになったためと考えられる。

この答申が提出された昭和58年以降とそれ以前とを比較すると、58年以降が全体の82.0%を占めている。なお、平成16年度の指定条項施行数が多いのは、平成15年度以降、実施計画に基づき、登録機関による実施等に移行するため、関係法令の改正が多かったものと考えられる。

5. 指定条項数と根拠法令等の種別

検査等の委託・推薦等を受ける行政委託型法人等の指定に係る根拠法令等については、検査委託基準及び実施計画における透明化・合理化ルールによって、検査等の委託等については法律で、検査等の推薦等については法令で定めることとされており、それぞれ措置が講じられている。

今回の調査で挙げられた行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項数は表3-1-4のとおり、全部で292であった。このうち、委託等が173、推薦等が119であり、これを検査等、検査等以外に区分すると、委託等についてはそれぞれ105、68、推薦等については110、9であった。

また、府省別に整理した委託・推薦等に係る指定条項数は、多い順に、国土交通省が104、厚生労働省が83、経済産業省が36と続いている。

表3-1-1 国所管の行政委託型法人等の数

府 省 名	委 託 等			推 薦 等			府省計 (A)	うち所管外 府省のみから 指定を受けている 法人数	所管 法人数 (B)	(A) ÷ (B) × 100
	検査等	検査等 以外	委託等計	検査等	検査等 以外	推薦等計				
内 閣 府	-	-	-	-	-	-	-	-	91	-
警 察 庁	0	0	0	2	0	2	2	0	51	3.9%
防 衛 庁	-	-	-	-	-	-	-	-	22	-
金 融 庁	1	3	4	0	0	0	4	1	137	2.9%
総 務 省	3	3	5	6	2	8	10	0	317	3.2%
法 務 省	0	1	1	0	0	0	1	0	137	0.7%
外 務 省	0	1	1	1	0	1	2	1	229	0.9%
財 務 省	2	0	2	0	0	0	2	1	710	0.3%
文 部 科 学 省	8	7	13	69	1	69	81	5	1,930	4.2%
厚 生 労 働 省	26	16	40	139	0	139	169	26	1,177	14.4%
農 林 水 産 省	26	7	33	14	2	16	46	8	452	10.2%
経 済 産 業 省	30	8	36	38	3	41	63	18	849	7.4%
国 土 交 通 省	33	80	106	64	0	64	151	17	1,171	12.9%
環 境 省	3	4	6	4	1	5	10	2	92	10.9%
合 計	109	122	217	320	8	327	497	48	6,894	7.2%

(注) 1 「合計」の法人数は共官による重複を除いた実数

2 「委託等計」、「推薦等計」、「府省計」の各府省ごとの法人数は複数の事務・事業を委託・推薦等されている法人の重複を除いた実数

3 国所管の行政委託型法人等のうち、都道府県の自治事務を行わせる(ことができる)法人を国が指定している場合は除いている(これらについては資料90「行政委託型法人等一覧(都道府県)」に掲載している。)

表3-1-2 行政委託型法人等が実施する事務・事業

1. 委託等

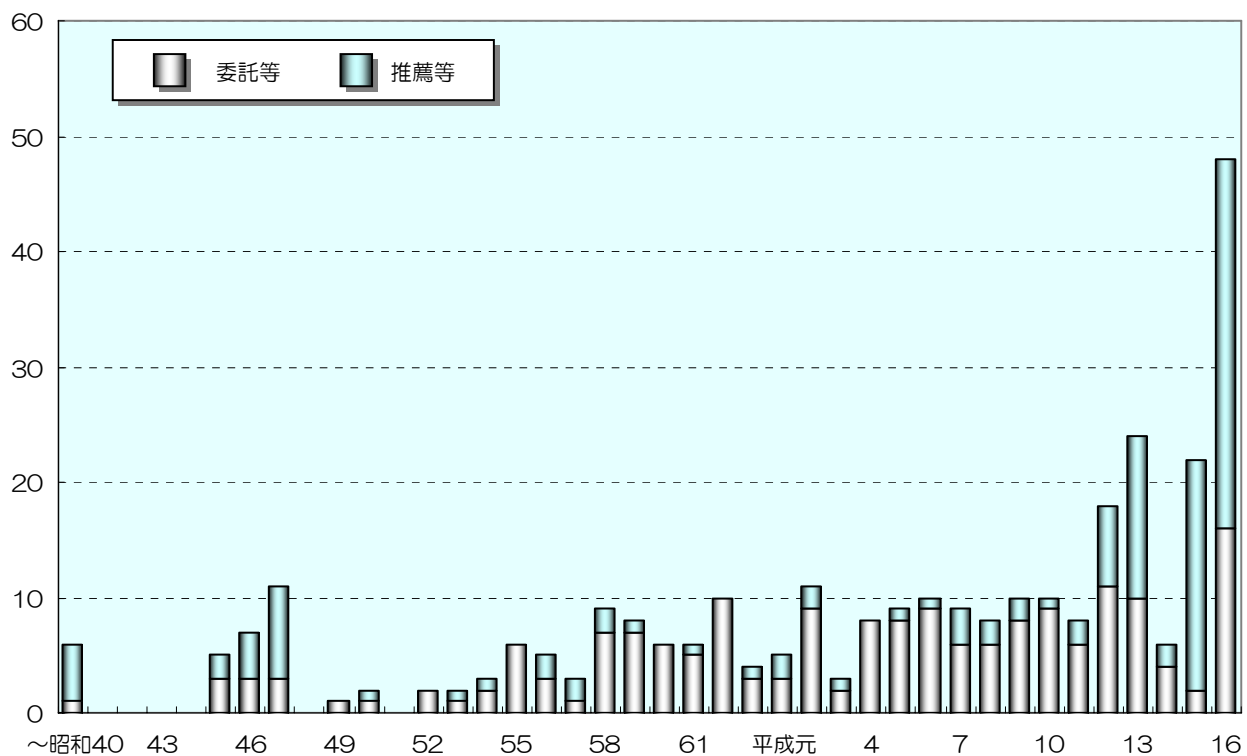
	指定条項数	割合	主 な 事 例
① 試験	48	27.7%	試験
② 講習研修	24	13.9%	講習(会)、研修、養成、教習
③ 登録	19	11.0%	登録、記録
④ 交付表示	10	5.8%	交付、公示、表示、貼付
⑤ 検査検定	33	19.1%	検査、検定、確認、認定、証明、審査、認証、校正等
⑥ 助成	21	12.1%	資金援助、貸付、助成金交付、債務保証、債務弁済、共済事業
⑦ 調査研究	28	16.2%	調査、研究、情報収集・提供
⑧ 促進啓発	18	10.4%	促進、啓発、広報、援助
⑨ 指導助言	23	13.3%	指導、助言、相談
⑩ その他	45	26.0%	

2. 推薦等

	指定条項数	割合	主 な 事 例
① 試験	13	10.9%	試験
② 審査証明	25	21.0%	審査、証明、検査、承認、認定、査定、許可、評価、点検等
③ 講習研修	65	54.6%	講習(会)、研修
④ 登録	5	4.2%	登録
⑤ その他	16	13.4%	

(注) 1 一つの指定条項により複数の事務・事業を規定しているものがあるため、指定条項数の合計は、必ずしも表3-1-4の「指定条項数」と一致しない。
2 割合は、表3-1-4の「指定条項数」に対する割合を指す。

図3-1-3 行政委託型法人等に対する年次別指定条項施行数



(注) 平成16年10月1日現在指定されているものを、その施行された年次によって区別しているものであり、かつて指定されていたが、現在指定されていないものは含まない。

表3-1-4 府省別行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項数

府 省 名	委 託 等			推 薦 等			府 省 計
	検 査 等	検査等以外	委託等計	検 査 等	検査等以外	推薦等計	
内 閣 府	-	-	-	-	-	-	-
警 察 庁	-	-	-	1	0	1	1
防 衛 庁	-	-	-	-	-	-	-
金 融 庁	0	3	3	-	-	-	3
総 務 省	4	4	8	10	2	12	20
法 務 省	0	1	1	0	0	0	1
外 務 省	-	-	-	-	-	-	-
財 務 省	-	-	-	-	-	-	-
文部科学省	11	9	20	2	0	2	22
厚生労働省	30	17	47	34	2	36	83
農林水産省	4	8	12	1	2	3	15
経済産業省	17	4	21	13	2	15	36
国土交通省	36	21	57	47	0	47	104
環 境 省	6	6	12	4	1	5	17
合 計	105	68	173	110	9	119	292

(注) 1 指定条項数は、原則として項を単位として数えている。

2 合計は、共管による重複を除く実数である。

また、指定に係る根拠法令等の種別は、表3-1-5のとおりであり、法律が76.5%、府省令が22.2%などの割合であった。

さらに、委託等と推薦等に分けて見ると、委託等では法律が97.2%、府省令が1.1%などの割合となっているのに対し、推薦等では府省令が53.7%、法律が45.5%などの割合であった。

6. 都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等

行政委託型法人等の中には、国だけでなく、各都道府県から事務・事業の委託・推薦等を受けているものも存在する。このような各都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等が実施する事務・事業には、法律等に基づくものと条例等に基づくものがある。前者については、さらに、各都道府県が共通して同一の国所管公益法人に委託・推薦等を行う場合と各都道府県が自ら所管する法人等に委託・推薦等を行う場合とがある。

都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等のうち各都道府県が自ら所管する公益法人の数については、表3-1-6のとおりであり、大阪府の42法人が最多となっている。

事務・事業の内容は、施設・設備等の管理運営が最も多くなっており、国とは異なった傾向が見られる（行政委託型法人等が実施すべきものとして法令等によって規定している事務・事業の一覧については、資料90）。

表3-1-5 委託・推薦等を受ける行政委託型法人等の指定に係る根拠法令等の種別

		302	指 定 条 項 数					うち その 他
			うち 法 律	うち 政 令	うち 府 省 令	うち 告 示	うち 通 達	
全 体		302	231	2	67	0	2	0
			76.5%	0.7%	22.2%	0.0%	0.7%	0.0%
委 託 等	合 計	181	176	1	2	0	2	0
			97.2%	0.6%	1.1%	0.0%	1.1%	0.0%
	検 査 等	108	108	0	0	0	0	0
			100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	検 査 等 以 外	73	68	1	2	0	2	0
		93.2%	1.4%	2.7%	0.0%	2.7%	0.0%	
推 薦 等	合 計	121	55	1	65	0	0	0
			45.5%	0.8%	53.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	検 査 等	112	49	1	62	0	0	0
			43.8%	0.9%	55.4%	0.0%	0.0%	0.0%
	検 査 等 以 外	9	6	0	3	0	0	0
		66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
内 閣 府		-	-	-	-	-	-	-
警 察 庁		1	0	0	1	0	0	0
防 衛 庁		-	-	-	-	-	-	-
金 融 庁		3	3	0	0	0	0	0
総 務 省		20	16	0	4	0	0	0
法 務 省		1	1	0	0	0	0	0
外 務 省		-	-	-	-	-	-	-
財 務 省		-	-	-	-	-	-	-
文 部 科 学 省		22	20	0	2	0	0	0
厚 生 労 働 省		83	59	0	24	0	0	0
農 林 水 産 省		15	14	1	0	0	0	0
経 済 産 業 省		36	34	0	2	0	0	0
国 土 交 通 省		104	60	1	31	0	2	0
環 境 省		17	14	0	3	0	0	0

(注) 1 指定条項数は、原則として項を単位として数えている。

2 「全体」、「委託等」及び「推薦等」の欄の指定条項数は、共管による重複を除いた実数である。

表3-1-6 都道府県が指定する都道府県所管行政委託型法人等の数

都道府県名	法 人 数	都道府県名	法 人 数	都道府県名	法 人 数
北 海 道	32	石 川 県	35	岡 山 県	36
青 森 県	27	福 井 県	29	広 島 県	22
岩 手 県	21	山 梨 県	29	山 口 県	26
宮 城 県	36	長 野 県	26	徳 島 県	23
秋 田 県	28	岐 阜 県	31	香 川 県	16
山 形 県	25	静 岡 県	22	愛 媛 県	19
福 島 県	25	愛 知 県	32	高 知 県	21
茨 城 県	30	三 重 県	20	福 岡 県	41
栃 木 県	28	滋 賀 県	25	佐 賀 県	16
群 馬 県	32	京 都 府	27	長 崎 県	17
埼 玉 県	25	大 阪 府	42	熊 本 県	34
千 葉 県	20	兵 庫 県	37	大 分 県	25
東 京 都	20	奈 良 県	13	宮 崎 県	30
神 奈 川 県	34	和 歌 山 県	23	鹿 児 島 県	27
新 潟 県	31	鳥 取 県	27	沖 縄 県	22
富 山 県	25	島 根 県	23	合 計	1,255

第2節

公益法人に対する補助金・委託費等

1. 国所管の公益法人に対する補助金・委託費等

補助金・委託費等は、予算においてすべての交付先・交付額が決まっているものではない。執行段階における交付先等の決定の結果、公益法人に交付されるもの等が相当存在することから、予算においてはその全体像を把握することは困難である。そのため、平成15年度決算ベースにおける各府省から国所管の公益法人に対する補助金・委託費等の状況を調査したところ、表3-2-1のとおりであった（各府省別の補助金・委託費等の状況については、資料91及び92）。

各府省から補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金等をいう。以下この節において「補助金等」という。）の交付を受けている公益法人は、509法人あり、国所管の公益法人の7.4%であった。また、これらの法人に対する補助金等の交付額は3,555億円であった。これは、平成14年度と比較すると4,473億円（55.7%）減であり、主に同年度に行った雇用保険受給者の早期再就職支援のための基金造成の補助の減少によるものである。

補助金等を各府省別に見ると、補助金等の交付を受けている所管法人数が最も多い府省は厚生労働省の122法人であり、以下、文部科学省（118法人）、農林水産省（107法人）と続いている。一方、所管法人が交付を受けている補助金等の額の合計が最も多い府省は経済産業省（1,106億円）であり、以下、厚生労働省（766億円）、国土交通省（668億円）と続いている〔資料91〕。

また、交付額別法人数を見ると、10億円以上の補助金等の交付を受けている公益法人が51法人ある（法人名及び交付額については、資料93）。一方、交付額が1,000万円未満の法人が108法人あった。

各府省から委託費の交付を受けている公益法人は674法人あり、国所管の公益法人の9.8%であった。また、これらの法人に対する交付額は、1,350億円となっている。これは、平成14年度と比較すると352億円（20.7%）減少している。

委託費を各府省別に見ると、委託費の交付を受けている所管法人数が最も多い府省は厚生労働省（206法人）であり、以下、経済産業省（187法人）、農林水産省（107法人）と続いている。一方、所管法人が交付を受けている委託費の額の合計が最も多い府省は経済産業省（558億円）であり、以下、厚生労働省（410億円）、文部科学省（194億円）と続いている〔資料92〕。

また、委託額別法人数を見ると、委託額が10億円以上の公益法人が31法人あった（法人名及び交付額については、資料94）。一方、交付額が1,000万円未満の法人が178法人あった。

表3-2-1 各府省から国所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

(平成15年度決算ベース：百万円)

	交付額 (百万円)	交付法人数	金額別法人数			
			1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上
補助金等 (割合%)	355,543	509	108 (21.2)	219 (43.0)	131 (25.7)	51 (10.0)
委託費 (割合%)	135,008	674	178 (26.6)	328 (48.7)	137 (20.3)	31 (4.6)
合計 (割合%)	490,551	958	222 (23.2)	416 (43.4)	241 (25.2)	79 (8.2)

(注) 1 交付法人数は共管による重複を除いた実数である。

2 本資料における補助金等とは、平成15年度決算書コード番号における目番号が、原則として「16」の補助金、負担金、交付金、補給金等である。また、委託費とは同じ目番号が「14」のものである。

2. 都道府県所管の公益法人に対する補助金・委託費等

全公益法人のうち約7割を都道府県所管の公益法人が占めているが、これらの中には、所管する都道府県から補助金・委託費等が交付されているものがある。全都道府県分を合計すると、補助金等の交付額は3,451億円、交付法人数は4,321法人であった。また、委託費の交付額は4,815億円、委託法人数は2,963法人であった（都道府県別の状況については、資料95。なお、本資料は、公益法人を所管している都道府県からの補助金・委託費等を調査したものであり、市町村等からのものは含まれていない。）。

表3-2-2 各都道府県から所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

（平成15年度決算ベース：百万円）

	補助金等		委託費	
	交付額	交付法人数	交付額	交付法人数
知事部局所管	279,365	3,743	424,195	2,759
教育委員会所管	83,821	615	80,446	239
合計	345,138	4,321	481,519	2,963

（注）1 合計は共管による重複を除いた実数である。

2 補助金等、委託費とは、それぞれ、地方自治法施行規則第15条第2項別記中、節の項「19 負担金、補助及び交付金」、「13 委託料」を指す。

第3節

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の推進状況

1. 実施計画の策定に至る経緯

（行政改革大綱の概要）

平成12年8月4日の行政改革推進本部において、中央省庁等改革等の推進に併せて、更に今後、規制改革、地方分権、特殊法人等の新たな改革に取り組むため、「行政改革大綱」の策定について、内閣総理大臣から指示がなされた。その際、公益法人については、指定法人及び国から補助・委託等を受ける法人を中心として業務の見直し等の検討を行うこととされた。この指示を受けた検討を踏まえ、平成12年12月1日に「行政改革大綱」が閣議決定され、その中に公益法人改革に関する項目も盛り込まれた。

具体的には、公益法人に対する行政の関与について、官民の役割分担、規制改革及び財政負担の縮減・合理化の観点から、

- ① 国から公益法人が委託等、推薦等（以下この節において「委託・推薦等」という。）を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業
- ② 国から公益法人に対して交付されている補助金・委託費等

について厳しい見直しを行い、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、17年度末までのできる限り早い時期に実行することとされた。このほか、国からの委託・推薦等又は補助金等に係る事業内容の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、指定法人の情報公開の在り方や公益法人会計基準の改善策等について検討を行うこととされた。また、都道府県所管公益法人についても、国は、地方公共団体に対し①及び②に係る改革と同様の措置を講ずるよう要請することとされた〔資料27〕。

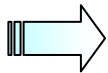
(実施計画の策定に至る経緯)

「行政改革大綱」の策定を受け、平成13年1月6日には、内閣官房に行政改革推進事務局が設置され、特殊法人等改革及び公務員制度改革と併せて、上記①及び②に係る公益法人改革に取り組むこととされた。

図3-3-1 実施計画のポイント

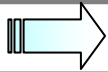
基本的考え方

- 「民間でできることは民間に委ねる」観点からの行政のスリム化・効率化、民間活力の活性化
- 財政負担の縮減・合理化
- 公益法人と国との関係の透明化・合理化



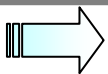
委託等に係る事務・事業の改革

検査・検定等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 → 事業者による自己確認・自主保安（製品の安全性確保等をメーカー自身の検査に委ねる） ・消費者保護等から必要がある場合 → 客観的な第三者（登録機関）によるチェックへ ・国民の生命、財産の保護等の観点から上記によりがたいもの → 国・独法による実施やむを得ず公益法人に行わせる場合にも、登録機関によるチェックに準じた措置等を検討 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療用具同一性検査（極低リスク品） → 自己確認へ ・JISマーク表示申請者の認定 → 登録機関によるチェックへ ・核燃料物質等の運搬物に係る確認 → 独法による実施へ ・食品等の命令検査 → 登録機関によるチェックと同様の措置
	資格制度ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる「お墨付き」は廃止 ・それ以外についても、廃止を含め見直し



補助金等の見直し

<p>第三者分配型補助金等</p> <p>（国からの補助金等の半分以上を第三者に「丸投げ」）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の廃止や、公益法人を経由させないこと等により、「丸投げ」状態を改善 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米穀販売流通合理化推進事業 → 廃止 ・施設周辺整備補助金 → 国から直接交付へ
<p>補助金依存型公益法人</p> <p>（年間収入の2/3以上を国に依存している「丸抱え」）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の廃止や、整理・統合等により、「丸抱え」状態を改善 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)日本税務協会 → 補助金等廃止 ・(財)こども未来財団 → 補助金を2/3未満に改善
役員報酬助成	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬に対する補助金等を廃止 	



公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するためのルール

検査等の委託・推薦等に関する指定・登録基準の明確化、補助金等の使途のインターネットによるディスクロージャーなど

行政改革推進事務局では、平成13年4月13日に公益法人改革の検討に当たっての事務的な指針である「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」を公表した。さらに、同年7月23日には行政改革推進本部に、個別・具体的な事務・事業の検討を行うに当たっての基本的な方針である「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針」を報告し、了承された。その後、同方針に従って行政改革推進事務局が中心となり関係府省と必要な検討・調整を行った結果、平成14年3月28日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（以下「実施計画」という。）が行政改革推進本部において報告、決定され、翌29日に閣議決定された（実施計画のポイントは図3-3-1、全文は資料6）。

2. 実施計画の推進状況の概要

（実施計画のフォローアップ）

実施計画は、国から公益法人が委託・推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について、集中改革期間に位置付けられる平成17年度末までに取り組むべき内容を示しているほか、公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置を定めている。これらの実施計画に盛り込まれた事項は、各府省が責任をもって実施することとされているが、実施計画の実施につき検討を要する事項に関しては、内閣官房が必要に応じ調整の任に当たることとされている。また、総務省は、関係府省の協力を得て、実施計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」等において公表するなど、本計画のフォローアップに当たることとされている。これを受け、総務省においては、以下のとおり、平成16年度における実施計画の推進状況の調査を行ったところである。

（推進状況の概要）

実施計画の推進状況については、原則として平成16年度末時点において、大別して①委託等に係る事務・事業、②推薦等に係る事務・事業、③補助金等及び④国の関与等を透明化・合理化するための措置の4つの項目を調査したところであるが、その結果の概要は下記のとおりである。なお、実施計画上に示された措置と実際に採られた措置が異なる場合があり、これらについては措置済として取り扱うこととしている。

また、各項目に係る実施計画の基本的考え方及び推進状況の詳細は本節の3から6までを、実施計画の別表に掲載されている個別事項の措置状況については資料6を参照されたい。

委託等に係る事務・事業については、表3-3-2にあるとおり、実施計画において措置を講ずることとした制度が83制度（対象法人は228法人）ある。また、平成16年度中に新たに措置を講ずることとした制度は3制度あった（対象法人は、平成16年度中に新たに対象となった2法人と、昨年度までに対象になった未措置の6法人を合わせ、8法人が加わる。）。これらのうち、必要な措置を講じたものは83制度（対象法人は228法人）あり、全体で96.5%が措置済となっている。

推薦等に係る事務・事業については、実施計画において措置を講ずることとした制度が107制度（対象法人は201法人）ある。また、平成16年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなかった（対象法人は、平成16年度中に新たに対象となった1法人と、昨年度までに対象となった未措置の1法人を合わせ、2法人が加わる。）。これらのうち、必要な措置を講じたものは91制度（対象法人は117法人）あり、全体で85.0%が措置済となっている。

補助金等の見直しについては、表3-3-3にあるとおり、実施計画において措置を講ずることとした項目が332件（対象法人は183法人）あるほか、平成15年度決算において新たに措置を講ずることとしたものが17件（対象法人は9法人）と、14年度決算以前において対象となり、未措置であったものが4件（対象法人は4法人）ある。これらのうち、必要な措置を講じたものは253件（対象法

人は144法人)あり、全体から、引き続き第三者分配型補助金等(交付先の公益法人において当該補助金等の5割以上を他の法人等の第三者に分配・交付するものをいう。)や、補助金依存型公益法人(国から交付された補助金等が年間収入の3分の2以上を占める公益法人をいう。)となることに特段の理由がある例外事項(71件)を除いた89.7%が措置済となっている。

表3-3-2 実施計画の進捗状況(委託・推薦等)

	措置内容	措置対象合計		措置済の数		実施計画				実施計画後				
		制度の数	法人数	制度の数	法人数	閣議決定時		措置済の数		閣議決定後		措置済の数		
						制度の数	法人数	制度の数	法人数	制度の数	法人数	制度の数	法人数	
委託等に係る事務・事業	検査・検定等	制度の廃止	1	1	2	20	1	1	2	20	0	0	0	0
		事業者による自己確認等	5	7	5	7	5	7	5	7	0	0	0	0
		登録機関による実施等	16	56	15	55	16	53	15	52	0	6	0	6
		国・独立行政法人による実施等	13	11	11	8	13	11	11	8	0	0	0	0
		登録機関による実施に準じた措置	17	18	18	18	14	18	15	18	3	2	3	2
		その他	0	0	2	3	0	0	2	3	0	0	0	0
		小計	48	73	48	73	45	70	45	70	3	8	3	8
	資格付与等	資格の一本化	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
		登録機関による実施	2	137	3	138	2	137	3	138	0	0	0	0
		国・独立行政法人による実施等	9	9	1	1	9	9	1	1	0	0	0	0
		現行制度による実施	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0	0	0
		その他	14	11	16	15	14	11	16	15	0	0	0	0
		小計	26	158	23	155	26	158	23	155	0	0	0	0
	登録その他	制度の廃止等	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0
		登録機関による実施	0	0	4	3	0	0	4	3	0	0	0	0
		国・独立行政法人による実施	8	7	0	0	8	7	0	0	0	0	0	0
		登録機関による実施に準じた措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現行制度による実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	2	2	6	6	2	2	6	6	0	0	0	0
		小計	12	11	12	11	12	11	12	11	0	0	0	0
	委託等計		86	231	83	228	83	228	80	225	3	8	3	8
推薦等に係る事務・事業	技能審査等	推薦の廃止	10	86	2	1	10	86	2	1	0	0	0	0
		推薦の廃止等	17	27	14	24	17	27	14	24	0	0	0	0
	制度等に組み込まれた推薦等	登録機関による実施等	78	109	75	109	78	108	75	108	0	2	0	2
		その他	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	小計	97	120	89	116	97	119	89	115	0	2	0	2	
推薦等計		107	202	91	117	107	201	91	116	0	2	0	2	
合計		193	395	174	310	190	392	171	307	3	10	3	10	

(注) 1 法人数はすべて重複を除いた実数値である。
 2 一つの制度に対して複数の措置を講じている場合があるので、措置内容ごとの制度の数の合計と小計は一致しない。
 3 実施計画で講ずることとされた措置と実際に講ぜられた措置が異なるものもある。

国の関与等を透明化・合理化するための措置のうち、検査等の委託・推薦等に関する事項の推進状況を見ると、事務・事業を所管する府省が講ずべき事項の措置状況については、対象となる事務・事業220件のうち、すべての事項について必要な措置を講じている事務・事業は200件(90.9%)である。また、法人が講ずべき事項の措置状況については、対象となる事務・事業220件のうち、すべての事項について必要な措置を講じているものは182件(82.7%)である(表3-3-4参照)。

国の関与等を透明化・合理化するための措置のうち、公益法人向け補助金等全般に対する措置の推進状況を見ると、対象となる902法人のうち、府省が講ずべきすべての事項について必要な措置が講じられている法人は743法人（82.4%）である（表3-3-5参照）。

表3-3-3 実施計画の推進状況（補助金等）

	措置内容	措置対象合計		措置済の数		実施計画				実施計画後			
		件数	法人数	件数	法人数	閣議決定時		措置済の数		閣議決定後		措置済の数	
						件数	法人数	件数	法人数	件数	法人数	件数	法人数
第三者分配型補助金等	補助金等の廃止	100	59	96	57	100	59	96	57	0	0	0	0
	公益法人を経由せず国から直接交付	27	18	26	18	26	17	25	17	1	1	1	1
	分配率50%未満に改善	55	43	47	38	49	40	47	38	6	5	0	0
	独立行政法人による実施	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	その他（特段の理由がある場合）	41	31	-	-	33	27	-	-	8	6	-	-
	小計	224	121	170	94	209	116	169	94	15	11	1	1
補助金依存型公益法人	補助金等の廃止	9	9	6	6	9	9	6	6	0	0	0	0
	年収に占める補助金等の比率を3分の2未満に改善	53	52	41	40	48	47	40	39	5	5	1	1
	独立行政法人による実施	4	4	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0
	その他（特段の理由がある場合）	30	28	-	-	29	27	-	-	1	1	-	-
	小計	96	93	51	50	90	87	50	49	6	6	1	1
役員報酬に対する助成	廃止	33	28	32	27	33	28	32	27	0	0	0	0
合計		353	188	253	144	332	183	251	143	21	13	2	2

（注） 法人数はすべて重複を除いた実数値である。

3. 委託等に係る事務・事業の改革

実施計画に定められた措置のうち、委託等に係る事務・事業については、「検査・検定等」、「資格付与等」及び「登録その他の事務・事業」のそれぞれについて、改革の基本的考え方と具体的措置内容を明らかにしているが、その概要と推進状況は以下のとおりである（表3-3-2参照）。

（検査・検定等）

委託等に係る事務・事業のうち、検査・検定等の事務・事業については、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とし、国際ルールや消費者保護の観点から直ちに自己確認・自主保安によることが必ずしも適当でないときは、登録機関により実施することとされた。登録機関とは、法令等により明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関をいう。自己確認・自主保安及び登録機関による実施は、いずれも従来政府責任において実施していた検査・検定等の事務・事業を、事業者責任において実施することとするものであり、改革後の国の役割を、当該事務・事業の実施に当たって問題が生じた場合への対応等の事後チェックとするものである。

一方、国民の生命、財産の保護、国際的責務の履行等の観点から、事業者の自己確認・自主保安又は登録機関による実施により難しい事務・事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則とし、やむを得ない理由により、引き続き公益法人に国の代行機関として検査・検定等を行わせる場合であっても、安全性の確保等の観点から、政府責任を維持する措置（一定の能力を有する者であれば、行政の裁量の余地なく登録されることとする、登録機関による実施に準じた措置）について検討することとされた。

実施計画により措置を講ずることとした検査・検定等の事務・事業は、45 制度（対象法人は 70 法人）である。また、平成 16 年度中に新たに措置を講ずることとした制度は 3 制度あった（対象法人は、平成 16 年度中に新たに対象となった 2 法人と、昨年度までに対象となった未措置の 6 法人をあわせ、8 法人が加わる。）。これらのうち、必要な措置を講じたものは 48 制度（対象法人は 73 法人）あり、すべての制度が措置済となっている。

（資格付与等）

委託等に係る事務・事業のうち、公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討することとされ、引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとされた。

実施計画により措置を講ずることとした事務・事業は、26 制度（対象法人は 158 法人）である（平成 16 年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなかった。）。このうち、必要な措置を講じたものは 23 制度（対象法人は 155 法人）あり、88.5%の制度が措置済となっている。

（登録その他の事務・事業）

委託等に係る事務・事業のうち、公益法人が国の委託等を受けて行う登録、交付等の事務・事業については、事務・事業の性格を勘案の上、検査・検定等や資格付与等の見直しに準じた措置を講ずることとされた。

実施計画により措置を講ずることとした事務・事業は、12 制度（対象法人は 11 法人）である（平成 16 年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなかった。）。このうち、必要な措置を講じたものは 12 制度（対象法人は 11 法人）あり、すべての制度が措置済となっている。

4. 推薦等に係る事務・事業の改革

実施計画に定められた措置のうち、推薦等に係る事務・事業については、「技能審査等」及び「制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等」のそれぞれについて、改革の基本的考え方と具体的措置内容を明らかにしているが、その概要と推進状況は以下のとおりである（表 3-3-2 参照）。

（技能審査等）

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等（いわゆる「お墨付き」）については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止することとされた。

実施計画により廃止することとされた事務・事業は、10 制度（対象法人は 86 法人）である（平成 16 年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなかった。）。このうち、必要な措置を講じたものは、2 制度（対象法人は 1 法人）あり、全体の 20.0%の制度が措置済となっている。

（制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等）

公益法人が独自に行う講習が国家資格付与の要件として認定されている等国の制度・仕組みの一部として組み込まれている推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せ、検査・検定等及び資格付与等の事務・事業の見直しに準じた措置を講ずることとされた。

実施計画により措置を講ずることとした事務・事業は、97 制度（対象法人は 119 法人）である。また、平成 16 年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなかった（対象法人は、平成 16 年度中に新たに対象となった 1 法人と、昨年度までに対象となった未措置の 1 法人を合わせ、2 法人が加わ

る。)。これらのうち、必要な措置を講じたものは89制度(対象法人は116法人)あり、全体の91.8%の制度が措置済となっている。

5. 補助金等の見直し

実施計画に定められた措置のうち、補助金等の見直しについては、第三者分配型補助金等、補助金依存型公益法人及び役員報酬に対する助成のそれぞれについて、改革の基本的考え方と具体的措置内容を明らかにしているが、その概要と推進状況は以下のとおりである(表3-3-3参照)。

(第三者分配型補助金等)

平成12年度に国から公益法人に交付された補助金等のうち、第三者分配型補助金等については、事務・事業の必要性等を検証した上で、当該補助金等の廃止、国からの直接交付又は独立行政法人からの交付、交付先公益法人が事務・事業を直接行うこと等による分配・交付比率の5割未満への改善等の措置を講ずることにより、第三者分配型補助金等の解消を図ることとされた。なお、第三者分配型補助金等となることにつき特段の理由のあると認められる補助金等(例外事項)については、その理由を公表することとされた。

実施計画において措置を講ずることとした第三者分配型補助金等が209件(交付対象法人は116法人)あるほか、平成15年度決算において新たに第三者分配型補助金等となったものが11件(交付対象法人は8法人)と、14年度決算以前において対象となり、未措置であったものが4件(対象法人は4法人)ある。これらのうち必要な措置を講じたものは170件(交付対象法人は94法人)あり、措置を講ずることとしたもの全体から例外事項(41件)を除いたうちの92.9%が措置済となっている。

(補助金依存型公益法人)

平成12年度において補助金依存型公益法人とされたものについては、当該法人に交付される補助金等の必要性等を検証し、補助金等の廃止、補助金等交付対象事業の国又は独立行政法人による実施等の措置を講ずることにより、補助金依存型公益法人の解消を図ることとされた。さらに、これらの措置によっても、なお補助金依存型公益法人である場合については、補助金依存状態の解消のための改善計画を策定するものとし、また、補助金依存型公益法人となることに特段の理由のある公益法人(例外事項)については、その理由を公表することとされた。

実施計画において措置を講ずることとされた補助金依存型公益法人が87法人あるほか、平成15年度決算において新たに補助金依存型公益法人となったものが6法人ある。これらのうち、必要な措置が講じられた法人は50法人であり、措置を講ずることとしたもの全体から例外事項(28法人)を除いた76.9%が措置済となっている。

(役員報酬に対する助成)

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による役員報酬助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととされた。

実施計画において措置を講ずることとされた補助金等は、33件(交付対象法人は28法人)である(平成15年度決算において新たに役員報酬に対する助成を行ったものはなかった。)。このうち、必要な措置を講じたものは32件(交付対象法人は27法人)であり、措置を講ずることとしたもの全体の97.0%が措置済となっている。

6. 国の関与等を透明化・合理化するための措置

(透明化・合理化ルールの策定)

実施計画に基づく見直しにより、公益法人に対する行政の関与は大きく見直されることとなる一方、国の委託・推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人など国と関係のある公益法人は引き続き一定数存在することとなる。このため、実施計画においては、これらの公益法人について、透明化・合理化ルールを適用することとし、行政及び公益法人の双方におけるより一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図ることとされた。透明化・合理化ルールは、①検査等の委託・推薦等に関する事項と②補助金等の交付等に関する事項の2つに分けられるが、その概要と推進状況は以下のとおりである。

なお、検査委託基準は、基本的に透明化・合理化ルールの検査等の委託・推薦等に関する事項と同様の内容となっていることから、検査委託基準の措置状況についても、以下の透明化・合理化ルールの推進状況の中で明らかになっている。

(検査等の委託・推薦等に関する事項)

透明化・合理化ルールの検査等の委託・推薦等に係る事項は、当該検査等に係る事務・事業を所管する府省が講ずべき事項と、当該検査等に係る事務・事業を実施する法人が講ずべき事項とに分けられるが、このうち、府省が講ずべき事項の概要は以下のとおりである。

- 事務・事業の内容を法令で明確に定める。
- 法人の指定・登録基準を法令で明確に定めるとともに、指定・登録基準、指定・登録された法人に係る事項をインターネットで公開する。
- 委託等に係る事務・事業の検査料等は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠と併せてインターネットで公開する。
- 事務・事業について定期的な見直し・検討を行う。

このほか、検査委託基準においては、委託・推薦等を受ける公益法人は、法令によって指定されていることを求めているところである。

これらの事務・事業を所管する府省が講ずべき事項の措置状況を委託等、推薦等の別に見ると、委託等に係る事務・事業 90 件のうち、必要な措置がすべて講じられている事務・事業は 86 件 (95.6%) である。一方、一部の措置のみが講じられている事務・事業が 4 件 (4.4%) であった。さらに、当該事務・事業について、平成 16 年度に政策評価を実施したものが 7 件あった。

推薦等に係る事務・事業 130 件のうち、必要な措置がすべて講じられている事務・事業は 114 件 (87.7%) である。一方、一部の措置のみが講じられている事務・事業が 13 件 (10.0%) であった。委託・推薦等の事務・事業における定期的な見直し・検討の状況を見ると、すべての事務・事業において、実施計画の趣旨にのっとり、関連法令の整備等による見直しやその検討など所要の措置が講じられている。

次に、法人が講ずべき措置の概要は以下のとおりである。

- 中立公正な運営の確保（委託等を行う府省の出身者と委託等された事務・事業に関わる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。公正な運営を担保するため、推薦等された事務・事業を行う法人が必要な措置をとり、その措置が明らかになっていること等）
- 会計処理の明確化及び透明化（特に、委託等された事務・事業については、検査料等の収支内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開すること。）
- 事務・事業の実施の透明化

このほか、検査委託基準において、推薦等された検査等の料金については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないことを求められているところである。

これら法人が講ずべき事項の措置状況を委託等、推薦等の別に見ると、法人が委託等を受けている事務・事業 90 件のうち、法人において必要な措置がすべて講じられているものは 69 件（76.7%）である。一方、一部の措置のみが講じられているものは 21 件（23.3%）であった。また、法人が推薦等を受けている事務・事業 130 件のうち、法人において必要な措置がすべて講じられているものが 113 件（86.9%）である。一方、一部の措置のみが講じられているものが 9 件（6.9%）であった。

表 3-3-4 透明化・合理化ルールの進捗状況（委託・推薦等）

	事務・事業数	府省が構すべき措置			法人が講ずべき措置		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
委託等 (割合(%))	90	86 (95.6)	4 (4.4)	0 (0)	69 (76.7)	21 (23.3)	0 (0)
推薦等 (割合(%))	130	114 (87.7)	13 (10.0)	0 (0)	113 (86.9)	9 (6.9)	0 (0)
合計 (割合(%))	220	200 (90.9)	17 (7.7)	0 (0)	182 (82.7)	30 (13.6)	0 (0)

（注） 推薦等には、調査日時時点で施行されていない改正に係る制度等を含むため、措置状況については、合計と一致しない。

（補助金等の交付等に関する事項）

透明化・合理化ルールの補助金等の交付等に関する事項は、実施計画の対象事項に対する措置、公益法人向け補助金等全般に対する措置及び新規発生防止のための措置の3つに分けられる。

まず第一に、実施計画の対象事項に対する措置の概要は以下のとおりである。

- 法人の所管府省は、補助金等の見直しにより、実施計画の対象とされた事項について、その実施状況をホームページに掲載する。
- 「第三者分配型」、「補助金依存型」の状態がやむを得ないこととされたもの（以下「例外事項」という。）について、定期的な検証を行う。
- 「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等について、各府省は交付先の公益法人が助成・給付事業の内容、助成基準等をインターネットで公表するよう指導する。

これらの措置状況を見ると、実施計画で措置を講ずることとした 332 件（例外事項に該当するものも含む。）に、平成 15 年度決算において新たに措置を講ずることとした 17 件と、14 年度決算以前において対象となり、未措置であった 4 件を加えた全 353 件のうち、309 件（87.5%）について、上記のすべての措置が講じられている。一方、一部の措置のみが講じられているものが 32 件（9.1%）であった。また、「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等の交付を受けている法人は、平成 15 年度決算において新たに対象となった法人を加えて、30 法人あり、このうち必要な事項がすべて講じられている法人は 16 法人（53.3%）である。

第二に、実施計画において措置を講ずることとされているか否かにかかわらず、国から補助金等の交付を受けている公益法人については、公益法人向け補助金等全般に対する措置として、以下の事項を講ずることとされている。

- 法人を所管する府省は、補助金等に係る事業概要、主な使途、交付先選定理由、法人が作成した補助金等支出明細書等をホームページに掲載する。
- 補助金等の交付を受ける法人は、補助金等支出明細書等を作成し、計算書類等と併せて当該法人の事務所に備え付けるとともに、インターネットにより公表する。

これらの措置状況を見ると、各府省が措置すべきホームページへの掲載については、補助金等の交付を受けている 902 法人のうち、すべての事項について必要な措置が講じられている法人は 743 法人（82.4%）である。一方、一部の措置のみが講じられている法人は 150 法人（16.6%）であった。

また、法人が措置すべき補助金等支出明細書の作成、公開等については、902 法人のうち、すべての事項について必要な措置が講じられている法人は 537 法人（59.5%）である。一方、一部の措置のみが講じられている法人は 331 法人（36.7%）であった。

第三に、各府省は、予算及びその執行段階において、「第三者分配型」又は「補助金依存型」の補助金等が新規に発生することを防止するための措置を講ずることとされている。また、新規に「第三者分配型」又は「補助金依存型」となったものがある場合には、その理由等を所管府省のホームページに掲載することとされている。

平成 15 年度決算ベースにおいて、新規に「第三者分配型」又は「補助金依存型」となった 17 件に、14 年度決算以前において対象となり、未措置であった 4 件を加えた 21 件のうち、16 件については、法人を所管する府省において、その理由等をホームページに掲載する等の措置を講じている。

表 3-3-5 透明化・合理化ルールの進捗状況（補助金等）

	対象法人数	府省がホームページに掲載すべき事項			法人が措置すべき事項		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
法人数 (割合%)	902	743 (82.4)	150 (16.6)	9 (1.0)	537 (59.5)	331 (36.7)	34 (3.8)

(注) 対象法人数は共管による重複を除いた実数値である。

第4節

「公務員制度改革大綱」に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況

1. 経緯

平成 13 年 12 月 25 日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」において、適正な再就職ルールの確立を図るため、営利企業や特殊法人等への再就職とともに、公益法人への再就職についても、民間法人としての性格を踏まえつつ、以下の方針に従い見直しを行うこととされた〔資料7〕。

- ① 役員報酬に対する国の助成を廃止する。
- ② 退職公務員の役員就任状況について適切な情報開示に努める。
- ③ 補助金等を受ける等の公益法人については、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公開する。
- ④ 国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の報酬・退職金につき、現在の指導監督基準に加え、新たに公務員の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導するとともに、公的部門における高齢役員に関する対応状況を踏まえ、役員の退職年齢について適切な内部規程を整備するよう要請する。

上記閣議決定のうち①については、実施計画に具体的な措置内容が盛り込まれ、②から④までについては、平成 14 年 3 月 29 日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、上記閣議決定に基づき各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（以下「申合せ」という。）を申し合わせ、平成 14 年度から公益法人に対する指導等を行うこととされた〔資料8〕。

2. 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」の推進状況

政府は、平成 16 年度における申合せの推進状況について、平成 16 年 10 月 1 日現在で調査を行っ

た。全体としては、大部分の法人において申合せに沿った措置が講じられていたが、一方で、少数ではあるが、申合せに沿った措置が講じられていない法人も存在した。これらについては、公務員制度改革大綱及び申合せの趣旨を踏まえ、引き続き各府省において適切な指導が行われるよう徹底を図っていくこととしている。調査結果の概要は以下のとおりである（法人数は共管による重複を除いた実数である。）〔資料97〕。

（退職公務員の役員就任状況等に関する情報開示）

申合せ記1では、各府省は、所管公益法人に対し、役員名簿に、各役員の常勤・非常勤の別を付記するとともに国家公務員出身者である役員についてはその最終官職を付記するよう指導することとされている。

その実施状況を見ると、国所管のすべての法人（6,894法人）のうち、6,561法人（対象法人全体の95.2%）において役員名簿に常勤・非常勤の別を付記し、役員に国家公務員出身者のいる法人（2,861法人）のうち、2,689法人（対象法人全体の94.0%）において退職公務員の役員就任状況を開示している。

（役員の報酬・退職金規程の整備・公開）

申合せ記2では、各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人（注1）に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定め、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開するよう指導することとされている。また、各府省においても、これらを閲覧に供し、ホームページに掲載することとされている。

その実施状況を見ると、対象法人（1,152法人）中、具体的支給水準が明らかな役員報酬規程の整備については1,041法人（対象法人全体の90.4%）、具体的支給水準が明らかな退職金規程の整備については1,043法人（対象法人全体の90.5%）において申合せに沿った対応が採られている。また、役員報酬規程を定めている1,094法人のうち、規程を公開している法人は1,050法人（対象法人全体の91.1%）、退職金に関する規程を定めている1,075法人のうち規程を公開している法人は1,017法人（対象法人全体の88.3%）であった。

（役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況）

申合せ記3では、各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人（注2）に対し、常勤の役員の報酬・退職金等については、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導することとされている。また、役員の在任年齢について、従来の特種法人役員に加え、独立行政法人についても決定（「特殊法人の役員の給与・退職金等について」（平成14年3月15日閣議決定）により、原則65歳まで（ただし、理事長等は70歳まで）とされた。）がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請することとされている。

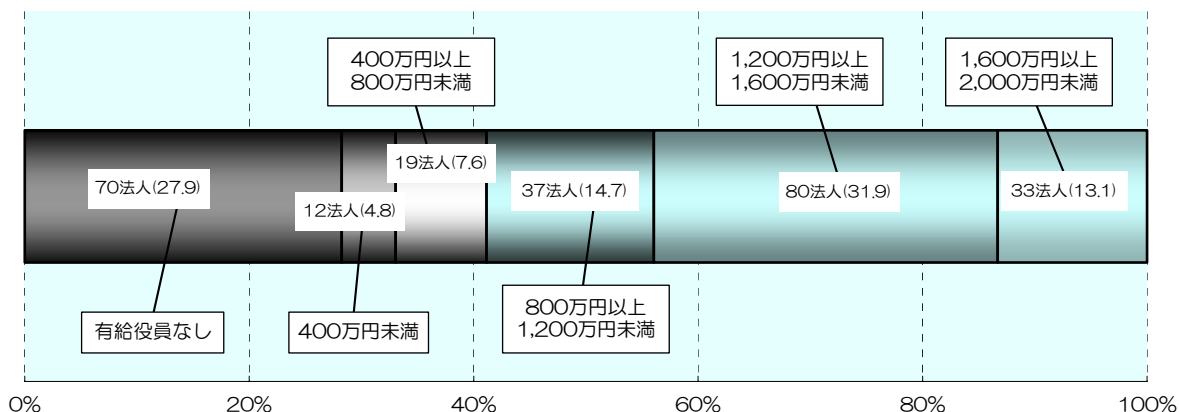
まず、役員の報酬・退職金の水準を見ると、役員の平均年間報酬額については、申合せ記3の対象法人（251法人）のうち、有給役員がいる法人は181法人（対象法人全体の72.1%）であり、平均額が1,200万円以上1,600万円未満の法人が80法人（対象法人全体の31.9%）と最も多く、有給役員のいない法人及び1,200万円未満の法人で、対象法人全体の約6割弱を占めている。なお、平均額が2,000万円以上の法人はなかった（図3-4-1）。

（注1） 国から補助金等を受けている等の公益法人とは、平成15年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

（注2） 国と特に密接な関係を持つ公益法人とは、平成15年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

図3-4-1

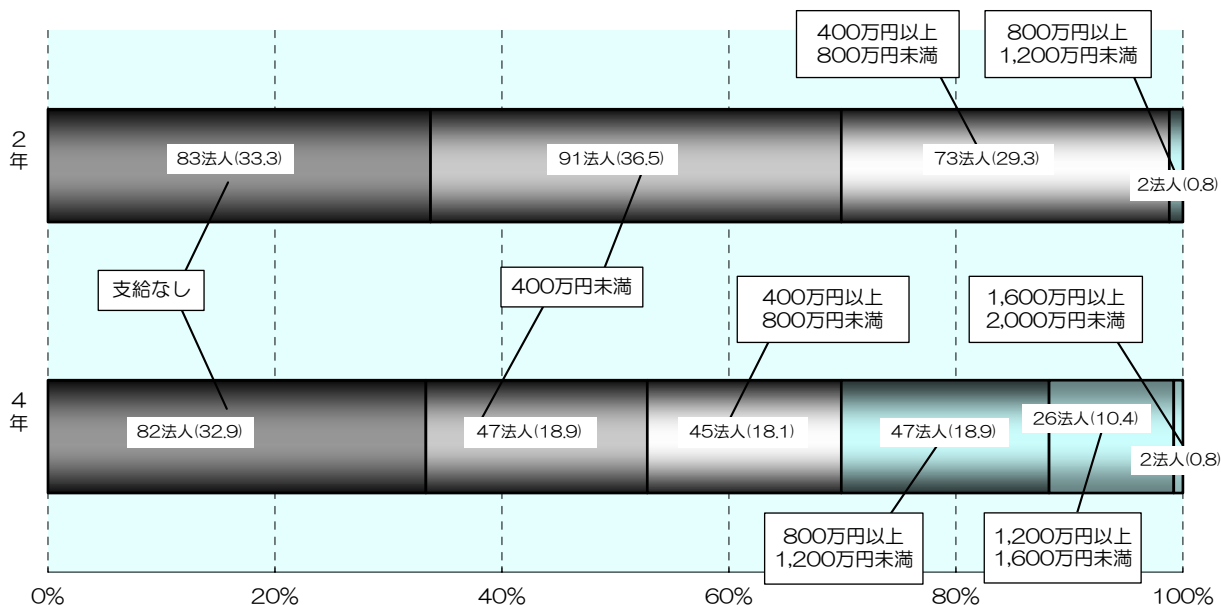
有給常勤役員の平均年間報酬額規模別割合（括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）



役員の平均退職金額については、退職金額の算出が可能な法人（249 法人。以下「算出可能法人」という。）のうち、仮に常勤役員が勤続 2 年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、平均額が 400 万円未満の法人が 91 法人（算出可能法人全体の 36.5%）と最も多く、退職金の支給のない法人及び 400 万円未満の法人で、算出可能法人全体の約 7 割を占めている。次に、仮に常勤役員が勤続 4 年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、退職金の支給のない法人が 82 法人（算出可能法人の 32.9%）と最も多く、退職金の支給のない法人及び 800 万円未満の法人で、算出可能法人全体の約 7 割を占めている（図 3-4-2）。

図3-4-2

仮に常勤役員が勤続 2 年又は 4 年で退職した場合に支給される平均退職金額規模別割合（括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）



一方、対象法人（251 法人）中、報酬・退職金等について改善すべき点のなかった法人は 242 法人（対象法人全体の 96.4%）あり、その他の 9 法人については、調査期間中に、適正な水準に引き下げる等の改善を行った法人及び改善を検討中の法人であった。

次に、在任年齢に関する規程の整備状況を見ると、在任年齢に関する規程を整備している法人及び整備を検討中の法人は 212 法人あり、対象法人（251 法人）全体の 84.5%において、所管府省の要請

を受けて申合せに沿った対応が採られている。規程上の在任年齢の上限を見ると、常勤の理事長等については70歳以下とするものが、常勤の理事については65歳以下とするものが最も多かった。

第5節

「公益法人の設立許可について」の実施状況

平成7年3月に、いわゆる「官主導」の公益法人の設立を抑制するため、「公益法人の設立許可について」が公益法人等指導監督連絡会議において決定された〔資料2〕。

その主な内容は以下のとおりである。

- ① 基本財産の造成等のため、許認可対象企業等に対し、強制的なものと解されるような寄付のあっせん等は自粛する。
- ② 国等からの委託事業を主たる事業とすることを予定している公益法人に対する設立許可は、真にやむを得ない場合を除き厳に抑制する。
- ③ 公務員経験者を常勤役員として受け入れるよう要請することは厳に抑制する。

平成15年10月2日から16年10月1日までの1年間に国が設立を許可をした公益法人は18法人であったが、本決定の実施状況に関する調査を実施したところ、表3-5-1のとおりであった。

表3-5-1 「公益法人の設立許可について」の実施状況について

府 省 名	設 立 許 可 法 人 数	基本財産の造成等に当たり、許認可 対象業界団体等の出えん等がある法 人数			左のいずれ かの事項に 該当する法 人数	国等から事 業の委託を 受けている 法人数	うち事業の 50%以上 が国等から 委託	公務員経験者の常勤役 員への就任状況	
		基本財産	社 員	賛助会員				法 人 数	役員就任者 数(人)
内 閣 府	0								
警 察 庁	0								
防 衛 庁	0								
金 融 庁	0								
総 務 省	0								
法 務 省	0								
外 務 省	0								
財 務 省	3	-	2	0	2	0	0	0	0
文 部 科 学 省	10	0	1	1	1	0	0	1	1
厚 生 労 働 省	2	-	0	0	0	0	0	0	0
農 林 水 産 省	0								
経 済 産 業 省	1	0	-	-	0	0	0	0	0
国 土 交 通 省	1	1	-	1	1	0	0	1	1
環 境 省	1	-	0	0	0	0	0	0	0
合 計	18	1	3	2	4	0	0	2	2

(注) 1 「基本財産」、「社員」又は「賛助会員」の欄が「-」となっているのは、それぞれ、新設の財団、新設の社団又は賛助会員制度を持つ新設の法人がないことを示す。
2 「合計」欄は、共官による重複を除いた実数である。

まず、基本財産の造成等に関する状況として、許認可対象企業等から基本財産の出えんがある公益法人は1法人、許認可対象企業等が社員となっている公益法人は3法人、賛助会員等となっている公益法人は2法人となっており、本決定のいずれかの事項に該当する公益法人は4法人となっている。ただし、これらの法人は、広く社員等を募っていることから、そのごく一部に許認可対象企業が含まれたものや、許認可対象企業等が自主的に出えん等を行ったもの等であった。

また、国又は特殊法人等から委託される事業を主たる事業とする公益法人（国又は特殊法人等から委託される事業の割合が全事業の50%を超えている公益法人）はなかった。

公務員経験者が常勤役員へ就任している公益法人は2法人であり、就任者は2名となっている。これらの者は、当該法人の事業目的達成のため、必要な知識・経験を有していることから就任した者であった。

COLUMN

財団法人 たんぽぽの家

社会福祉法人やボランティア団体と連携して障害のある人たちが生きがいをもって生活できる環境づくりを行っている法人

3章

●設立の経緯と目的

昭和47年毎日新聞の記者であった播磨靖夫氏は、「福祉の谷間に生きる子ら」と題する特集記事を掲載し、この掲載記事は、体の不自由な子どもの問題をはじめ、知的障害のある子ども、情緒障害の子どもの問題を長期にわたり取り上げるものであった。翌年の春、障害のある子どもを持つ母親たちが、播磨氏を訪ね、「自分たちの手で障害のある子どもたちのための自立の家を作ってやりたい」との決意を伝えてきた。その決意を受け、播磨氏が関係者に呼びかけ、障害のある子どもをもつ母親、養護学校の先生、それに共鳴する市民が、「障害のある子どもたちを、学校を出たあと、ひとりぼっちにさせてはならない。社会の一員として生活していると実感できる、そんな生きがいのある家をつくろう」とボランティア団体「たんぽぽの会」（現在の「奈良たんぽぽの会」）を発足させた。この「たんぽぽの会」こそが、現在の「たんぽぽの家」の発端となっている。

「たんぽぽの会」では、障害のある子どもたちが、仲間と一緒に生活しながら、学び、仕事し、遊ぶ家、そして地域で孤立して生活するのではなく、多くの市民などと交流していく家を建設することを最初の目的とした。しかしながら、そうした施設の建設には多額の費用がかかり、その資金を調達することは困難であった。そこで、母親たちは、広く地域社会の共感を得られる方法での資金集めを考えた。その一つが、当時神戸市で行われていた「お誕生日ありがとう運動」を参考に考え出された「お誕生日基金」であった。これは、たんぽぽの会の会員を対象として誕生日にバースデーカードを送り、会員からは一口1,000円をたんぽぽの会の基金に贈ってもらうというものであった。この他、高僧や門跡の書や絵画のチャリティによる収入もあり、昭和51年には「たんぽぽの家」の建設のための基金は1,000万円近くに達するまでになった。そこで、支援者への社会的責任を明らかにするため、財団法人たんぽぽの家を設立した。

財団ではその後も、当初の目的である障害のある子どもたちのための自立の家づくりのため、「たんぽぽ債」（1口1万円の無金利10年満期の債券）を発行するなどの運動を積極的に展開して資金を調達し、これらによって昭和55年には念願の「たんぽぽの家」を建設することができた。この「たんぽぽの家」は障害者が通所して利用する自立援助センターであったが、その後財政の安定を図るため、昭和62年には社会福祉法人わたぼうしの会を設立し、63年からは、障害者のより多くの需要に応えるため、同法人において通所ホームを設けた身体障害者通所授産施設たんぽぽの家（定員30名）として設置運営されることとなった。さらに、障害者を持つ親が高齢化してきたことから、障害者が自立し、安心して暮らせる施設をつくることも喫緊の課題となり、それが具体化されたのが、身体障害者福祉ホームコットンハウス（定員15名）であり、同施設は現在社会福祉法人わたぼうしの会によって運営されている。平成16年には、昭和55年に建設した「たんぽぽの家」を増改築し、「たんぽぽの家アートセンターHANA」へとり



たんぽぽの家アートセンターHANA

ニューアルさせ、ギャラリーやカフェも備え、コミュニティ・アート・センターとして、地域に開かれた場づくりを目指している。

●わたぼうし音楽祭



わたぼうし音楽祭風景

たんぽぽの家の建設のために数多くのチャリティが行われていたが、そのチャリティにたまたま来ていたフォークソンググループの若者たちが、播磨氏と話をしているうちに、障害を持つ人たちの詩にメロディを付けて歌うコンサートを開くという新しい試みが決まった。これが「わたぼうしコンサート」である。わたぼうしコンサートは、昭和50年に初めて開かれたが大成功をおさめ、レコード化も行われた。その後、障害のある人たちの思いを伝えるコンサートとして全国各地で開催されることとなり、これら

は今日「わたぼうし音楽祭」として広く知られるところとなっている。さらに平成3年には国境を越え、「アジアわたぼうし音楽祭」が開催され、さらに13年には「アジア太平洋わたぼうし音楽祭」にまで発展し、高い評価が得られている。

●財団の活動

財団では、施設の運営を社会福祉法人わたぼうしの会へと分離したことから、現在はソーシャル・インクルージョン（社会参加）をテーマにアートの社会的意義、人権文化について問いかけるさまざまな事業を展開するとともに、ケアの文化の構築を目指している。平成7年からはじまった「エイブル・アート・ムーブメント」は、アートと人間、アートと社会の新しい関係を築いていく市民芸術運動として、展覧会やワークショップ、国内外のネットワークづくり、調査研究活動などを行っている。また、平成11年からは「ケアする人のケア」プロジェクトとして、ケアする人を支える社会システムなどの調査研究を行っている。こうした人が生きやすい社会、文化を作っていくための運動により、平成7年には国際交流基金の地域交流振興賞を受賞している。

●社会福祉法人、ボランティア団体を含めたグループとしての活動

財団は、民間社会福祉事業の振興を図り、障害者を中心とした地域社会の福祉向上に資することを目的としているが、これらの目的を地域社会において達成していくためには、財団の役職員のみでは自ら限界があると考えられる。財団には設立から今日に至るまでの固有の経緯があるものの、地域の障害のある人の拠点となる施設や多くのボランティアとの連携によって、一体的な活動を展開しており、施設・ボランティア・財団が、それぞれの役割を分担しながらグループとして活動することを通じてその目的を実現してきていると言える。

財団は、必ずしも法人としての規模は大きくはないが、このように他の組織と連携して相乗効果を発揮することによって、障害のある人が地域の中で人間らしくいきいきと暮らせる社会づくりに貢献しているのである。

⇒財団法人たんぽぽの家のホームページ <http://popo.or.jp/>